

地域資源活用区域（鵜野飛行場南部歴史資源活用型）
に係る建築基準等一覧

兵庫県告示別表第 1 の 1 6

建築できる建築物の用途
市長が本地区固有の地域資源の活用に資すると認める建築物で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 休憩所 (2) 公衆便所 (3) 展示施設 (4) 前各号の建築物に附属するもの

加西市市街化調整区域まちづくり要綱

別表第 6 市長が認める地域資源の要件

市長が認める地域資源の要件
次の各号のいずれかに該当するもの (1) 旧姫路海軍航空隊鵜野飛行場跡地とその周辺に現存する防空壕、機銃座等の第 2 次世界大戦時から残る歴史遺産又は歴史遺産の跡地 (2) 旧川西航空機姫路製作所で生産された戦闘機「紫電」又は「紫電改」に関するもの (3) 鵜野飛行場跡地への玄関口となっていた北条鉄道法華口駅、駅から飛行場跡地までの道路又は国鉄北条線列車脱線事故に関するもの